**旧森家住宅改修工事実施設計委託業務公募型プロポーザル募集要領**

１\_事業の趣旨・目的

この業務は「内子町歴史的風致維持向上計画」を推進する取り組みの一つとして、商店街の中心部に位置する「旧森家住宅」の整備・活用事業を実施することで、町の歴史的な個性を磨きながら良好な景観形成を図り、さらなるにぎわいの創出を目指すものである。交流人口の増加や新たな生業創出の機会増加などにもつなげたい。なお、当該事業は敷地全体を３工区に分割して行うため、令和５年度から７年度にかけて実施設計を行う。

　　この事業の目的を達成するためには高度な技術力や企画力、発想力が必要となるため、公募型プロポーザルにより提案を受け、設計者を選定する。本公募要領は、旧森家住宅改修工事実施設計委託業務の契約者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

２\_業務概要

　（１）業務名　　：　旧森家住宅改修工事実施設計委託業務

　（２）業務内容　：　別紙１「委託業務仕様書」のとおり

　（３）契約期間　：　１期設計　令和５年度

２期設計　令和６年度

３期設計　令和７年度

ただし、１期設計は契約締結の日から令和６年３月15日まで

　（４）委託上限額：　令和５年度　11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

　　　　　　　　　　　令和６年度以降は随意契約とし、プロポーザルの価格提案に基づいて交渉し委託額を決定する。

３\_資格要件

（１）令和５・６年度「内子町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）」の建築一般・建築専門の両方に登録され、競争入札参加者の資格を得ているものであること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する法人等でないこと。

　（３）役員（法人でない団体の代表又は管理人を含む。）及び実務責任者に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。

　　　ア　破産者で復権を得ない者

　　　イ　禁固以上の刑に処さられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　　　ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者

　（４）次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

　　　ア　商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等

　　　イ　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

　　　ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係るものを含む。）

　　　エ　破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

　（５）国税及び地方税について滞納がないこと。

　（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う法人等でないこと。

４　技術提案書類等の提出及び作成

1. 提出書類

　　ア　参加表明書（様式１）

　　イ　技術提案書（様式２）

　　　ウ　価格提案書（見積書：様式自由。令和５年度の設計費の見積書と、令和６年度以降の設計・監理費の見積書を提出すること）

　　　エ　その他、本業務に必要な書類

　（２）書類等の作成

　　　　参加表明書及び技術提案書については、別紙２「参加表明書作成要領」及び別紙３「技術提案書作成要領」に基づいて作成すること。

（３）提出部数

　　　正副各１部、CD-R１部（データをPDF形式にすること）

（４）提出期限

　　　・参加表明書　：　令和５年８月14日（月）午後５時まで（必着）

　　　・技術提案書他：　令和５年９月７日（木）午後５時まで（必着）

　　　※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

（５）提出方法

　　　郵送または持参

（６）提出場所

　　　〒791-3392　愛媛県喜多郡内子町内子1515番地

　　　内子町役場内子分庁舎２階　町並・地域振興課

　（７）その他

　　　ア　提出書類は返却しない。また、提出資料作成に係る費用及び提出に係る交通費等の費用については支給しない。

　　　イ　提案等の内容について、町が参加者（以下「提案者」）に問い合わせを行った場合、提案者は速やかに町に対して回答すること。

　　　ウ　参加者が多数の場合は、参加表明書に基づいて審査を行い、対象者を５社程度選定する。

５　質疑応答

1. 質問方法

質問は、質問書（様式３）により電子メールで行うこと。

メールの件名は「【参加申込事業者名】プロポーザルに関する質問」とすること。

1. 質問受付締切

　　令和５年８月３日（木）午後５時まで

1. 回答方法

　　令和５年８月８日（火）に町のホームページに掲載予定

　　※提出された全質問の回答を掲載する。

1. その他

　　質問期限を過ぎた問い合わせには回答しない。

６　評価方法等

　（１）評価の基準

別紙４「旧森家住宅改修工事実施設計委託業務公募型プロポーザル評価基準」（以下、評価基準）のとおり

　（２）評価方法

　　　技術提案書、価格提案書及びプレゼンテーション等について、評価基準に基づいて外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

　（３）候補者の選定方法

　　　ア　失格者を除いた者の内、（２）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

　　　イ　総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

７　プレゼンテーション

　　技術提案書等についてプレゼンテーションを実施する。

1. 実施日時・場所

・日時：令和５年９月15日（金）午後１時30分～（予定）

・場所：内子町役場本庁舎４階第３会議室

※後日、各事業者へ電子メールで詳細をお知らせします。

1. 出席者・実施者・実施方法

１事業者あたり３名以内とし、本業務を受託した際に担当予定の者が事前に

提出した提案書に基づき説明すること。なお、必要に応じてパソコン等を持ち込み、プロジェクターに投影して説明することを可能とする。

1. 実施時間

１事業者あたり30分以内とする。（その後、10～20分程度質疑応答）

1. 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品について

は、参加事業者の負担において用意すること。

８　選定結果の通知・公表

　　候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また内子町ホームページに候補者の名称、総合点及び選定理由等を公表する。

９　契約手続き

　（１）契約交渉の相手方に選定された者と内子町の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、年度ごとに随意契約による委託契約を締結する。

　（２）契約代金の支払いについては、前金払い（10分の３以内）及び精算払いとする。

　（３）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合、その理由を記載した辞退届（様式４）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10　失格事項

　　次のいずれかに該当する事業者は、審査の対象から除外する。

1. 資格要件を満たしていない場合
2. 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
3. 提出された種類に虚偽の記載があった場合
4. 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に陥った場合
5. 審査の公平性を害する行為があった場合
6. 募集要項に違反すると認められる場合
7. その他不正な行為があった場合

11　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程 |
| 1.公募開始（町ＨＰの公開） | 令和５年７月25日（火） |
| 2.質問書の締切 | 令和５年８月３日（木）午後５時まで |
| 3.質問書に対する回答 | 令和５年８月８日（火）※町HPに掲載 |
| 4.参加表明書受付締切 | 令和５年８月14日（月）午後５時まで |
| 5.技術提案書類等受付締切 | 令和５年９月７日（木）午後５時まで |
| 6.プレゼンテーション | 令和５年９月15日（金） |
| 7.審査結果通知 | 令和５年９月19日（火） |
| 8.契約に向けた協議 | 令和５年９月19日（火）以降随時 |
| 9.契約締結 | 令和５年９月22日（金） |

※上記スケジュールは予定のため、日程については前後する場合があります。

12　その他

　（１）本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。

　（２）内子町が配布する資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

　（３）参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式４）を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

　（４）提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は原則として認めないものとする。

　（５）必要に応じて、内子町から追加資料を求めることができる。

　（６）本プロポーザルにおいて、内子町の要求水準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行わない。また、参加者が１者の場合であっても、本町の要求を満たす提案であれば、その者を候補者として選定する。

　（７）本事業の契約が成立するまでの間において、選定された候補者が本要領に示された失格事項に該当することになった場合は、当該候補者と契約を締結しないものとする。

　（８）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

（９）この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び内子町の規則等の定めるところによる。

12　問い合わせ先

　　　　〒791-3392 愛媛県喜多郡内子町内子1515番地　内子分庁舎２階

内子町　町並・地域振興課　歴史まちづくり係

ＴＥＬ：0893-44-2118

ＦＡＸ：0893-44-2157

E-mail：machinami-g@town.uchiko.ehime.jp

【別添】

１　委託業務仕様書

２　旧森家住宅現況図

３　参考資料（内子町公式ホームページ等参照）

　　①内子町歴史的風致維持向上計画について

https://www.town.uchiko.ehime.jp/soshiki/3/rekimachiplannintei.html

　　②森家再生物語

https://www.town.uchiko.ehime.jp

　　③旧森家住宅、活用のこれから

https://www.town.uchiko.ehime.jp/soshiki/3/137390.html